

# 【写】

胎総第401号  
平成27年11月4日

胎内市特別職報酬等審議会  
会長 伊藤 武 様

胎内市長 吉田 和 夫

## 胎内市特別職の報酬の額等について（諮問）

胎内市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、教育長の給料の額の変更について、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

また、市長及び副市長の給料の額の適否並びに市議会議員の報酬及び政務活動費の額の適否に関し、併せて貴審議会の意見を求めます。

### 記

#### 1 教育長の給料の額の変更について

##### 【諮問理由】

教育委員会制度改革に伴い、平成27年4月1日以降に新たに任命された教育長は、地方公務員法上、特別職として位置づけられることとなり、胎内市特別職の職員の給与に関する条例の適用により、勤勉手当が支給されなくなることから、その職責に鑑み、一定の給与水準を確保することを目的として給料の額を変更したいため、その適否について諮問するものである。

##### 【変更案】

教育長の給料の額を、月額564,000円とする。

適用開始時期は、平成27年12月1日とする。

#### 2 市長及び副市長の給料の額の適否について

#### 3 市議会議員の報酬及び政務活動費の額の適否について